

昭和村そば農家緊急対策支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 新型コロナウイルスの影響が長期化し需給の先行きが不透明であり、価格の上昇が見込めない厳しい状況が続いていること、世界的な情勢による肥料等の資材価格上昇も想定されていることから、令和4年産の作付けに向け農業者や生産組合の生産意欲の維持及び経営安定化を支援するため、昭和村そば農家緊急対策支援金（以下「支援金」という。）を予算の範囲内で交付することについて、昭和村補助金等交付に関する規則（昭和53年昭和村規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 支援金の交付を受けることができる者は、次の各号全てに該当する者とする。

- (1) 令和4年1月1日時点において、昭和村に住所を有する個人、法人、生産組合等であり、令和3年産のそばを作付けし、出荷や販売をした者。
- (2) 出荷や販売したことが証明できる者。
- (3) 等級検査を受け、証明書が発行されていること。

(支援金の額)

第3条 支援金の額は、次のとおりとする。

- (1) 令和3年産そば作付面積10aあたり5,000円
- (2) 1a未満は切捨てとする。

(交付の申請)

第4条 支援金の交付を受けようとする者は、昭和村そば農家緊急対策支援金交付申請書（第1号様式）により、交付申請を行わなければならない。

- 2 前項の規定により支援金の交付申請を行おうとする者は、次に掲げる書類を添えて交付申請を行わなければならない。
 - (1) 令和3年産そばの作付面積が確認できる書類
 - (2) 出荷や販売したことが証明できる書類
 - (3) 等級検査を受けたことが確認できる書類
 - (4) 通帳の写し
 - (5) その他村長が必要と認める書類
- 3 第1項の規定による交付申請は、一度限りとする。

(交付決定)

第5条 村長は、前条の申請を受けたときは、速やかにその内容を審査し、支援金の交付決定又は不交付の決定を行う。

- 2 村長は、前条の申請を行った交付申請者に対し、前項の決定において支援金を交付する場合には、昭和村そば農家緊急対策支援金交付決定通知書（第2号様式）により通知

するものとし、不交付とする場合には、昭和村そば農家緊急対策支援金不交付決定通知書（第3号様式）により通知する。

（交付決定の取り消し及び返還）

第6条 村長は、支援金の交付決定を受けた交付申請者が、虚偽その他不正の申請により、当該決定を受け、又は支援金の交付を受けたときは、当該決定の全部又は一部を取り消し、支援金の全部又は一部の返還を命ずることができる。この場合において、当該決定を受けた対象者に損害が発生しても、村長はその賠償の責めを負わない。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年2月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。